

道路法施行規則等の一部を改正する省令案 参照条文目次

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）	1
○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）による改正後の条文）	2
○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（抄）	4
○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五五号）（抄）	6
○ 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）	6
○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）	6
○ 高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）（抄）	14
○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）（踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）による改正後の条文）	14
○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）（抄）	22
○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）（現行日本法規）	23
○ 道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和二年国土交通省令第九十号）（抄）（官報）	25

【様式第五の五関係】

道路法施行規則等の一部を改正する省令案 参照条文

○ 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）（抄）

（営利を目的としない法人に準ずる者）

第四条の四の九 法第三十三条第二項第四号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保等を図る活動を行うことを目的とする法人に準ずる者）

第四条の四の十 法第三十三条第二項第五号の国土交通省令で定める者は、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る観点から必要と認められる活動を実施する団体であつて、道路管理者が指定したものである。

（保管違法放置等物件一覧簿の様式）

第四条の六 令第十九条の六第二項（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による保管違法放置等物件一覧簿の様式は、別記様式第五の三とする。

（違法放置等物件の返還に係る受領書の様式）

第四条の八 令第十九条の十（令第十九条の十一において準用する場合を含む。）の規定による受領書の様式は、別記様式第五の四とする。

（自転車専用道路等を通行することができる車両）

第四条の十五 法第四十八条の十五第一項の国土交通省令で定める車両は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第二条の小型特殊自動車である農耕作業用自動車及びこれに牽引される車両とする。

（車両の停留の許可手続）

第四条の十九 法第四十八条の三十二第一項又は第三項の規定による許可を受けようとする者は、別記様式第五の五による申請書を道路管理者に提出しなければならない。

2 （略）

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第四条の二十一 令第三十五条の七第一号の国土交通省令で定める工作物又は施設は、通路に設けられた雨よけとする。

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）（踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）による改正後の条文）

（道路の占用の許可基準）

第三十三条（略）

2 次に掲げる工作物、物件又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

一～四（略）

五 前条第一項第一号、第四号又は第七号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路（高速自動車国道及び第四十八条の四に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。）の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

六 前条第一項第三号に掲げる自動運行補助施設で、自動車の自動運転に係る技術の活用による地域における持続可能な公共交通網の形成又は物資の流通の確保、自動車技術の発達その他安全かつ円滑な道路の交通の確保を図る活動を行うことを目的とする法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの

3～6（略）

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第四十四条 道路管理者は、道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、又は道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に接続する区域を、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める基準に従い、沿道区域として指定することができる。ただし、道路の各一側について幅二十メートルを超える区域を沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定による指定においては、当該指定に係る沿道区域及び次項の規定による措置の対象となる土地、竹木又は工作物を定めるものとし、道路管理者は、当該指定をしたときは、遅滞なくこれらの事項を公示するものとする。

3 沿道区域の区域内にある土地、竹木又は工作物（前項の規定により公示されたものに限る。以下この項及び次項において同じ。）の管理者は、その土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、その損害又は危険を防止するための施設の設置その他その損害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

4 道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため必要があると認める場合においては、当該土地、竹木又は工作物の管理者に對して、同項に規定する施設の設置その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

5 道路管理者は、前項の規定による命令により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。
- 7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もつた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から一月以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

（届出対象区域内における工作物の設置の届出等）

#### 第四十四条之二（略）

- 2 道路管理者は、前項の規定による届出対象区域の指定をしようとする場合においては、条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）で定めるところにより、あらかじめ、その旨及びその区域を公示しなければならない。
- 3 届出対象区域の区域内において、工作物（前条第二項の規定により公示されたものに限る。）の設置に関する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他の条例で定める事項を道路管理者に届け出なければならない。
- 4 次に掲げる行為については、前項の規定は、適用しない。
  - 一 軽易な行為その他の行為で条例で定めるもの
  - 二・三（略）
- 5 第三項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち条例で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、条例で定めるところにより、その旨を道路管理者に届け出なければならない。
- 6（略）

（通行の制限等）

- 第四十八条の十五 何人もみだりに自転車専用道路を自転車（自転車以外の軽車両（道路交通法第二条第一項第十一号に規定する軽車両をいう。））その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。）による以外の方法により通行してはならない。
- 2～4（略）

（防災拠点自動車駐車場の指定）

第四十八条の二十九之二 国土交通大臣は、道路の附属物である自動車駐車場のうち、その規模、その接する道路の構造及び交通の状況並びにその近傍における災害応急対策に係る施設の立地その他の事情を勘案して、災害が発生した場合における円滑な避難又は緊急輸送の確保を図るため、重要物流道路の維持（道路の啓開のために行うものに限る。）その他の広域災害応急対策（一の都道府県の区域を越えて行われる緊急輸送の確保その他の災害応急対策であつて国土交通省令で定めるものをいう。次条及び第四十八条の二十九の五第一項において同じ。）の拠点としての機能の確保を図ることが特に必要と認められるものについて、防災拠点自動車駐車場として指定することができる。

(災害応急対策施設管理協定の縦覧等)

第四十八条の二十九の六 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該災害応急対策施設管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 (略)

3 道路管理者は、災害応急対策施設管理協定を締結したときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公示し、かつ、当該災害応急対策施設管理協定の写しを道路管理者の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、災害応急対策施設管理協定において定めるところにより、協定災害応急対策施設又はその敷地内の見やすい場所に、道路管理者の事務所においてこれを閲覧に供している旨を掲示しなければならない。

4 前条第二項及び前三項の規定は、災害応急対策施設管理協定において定めた事項の変更について準用する。

(車両の停留の許可)

第四十八条の三十二 特定車両停留施設に車両を停留させようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。ただし、道路交通法第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両については、この限りでない。

2 (略)

3 第一項の許可を受けた者は、当該許可の申請に係る前項に規定する事項を変更しようとする場合においては、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

○ 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号) (抄)

(道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等)

第七条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設

十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場

イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路

ロ 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路（イに掲げる道路を除く。）

十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路（車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。）の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの

十二 道路の区域内の地面に設ける自転車（側車付きのものを除く。以下同じ。）、原動機付自転車（側車付きのものを除く。）又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの（いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。）を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具（第九号に掲げる施設に設けるものを除く。）

十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

（違法放置等物件を保管した場合の公示の方法）

第十九条の六（略）

2 道路管理者は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、国土交通省令で定める様式による保管違法放置等物件一覧簿を当該道路管理者の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（違法放置等物件を返還する場合の手続）

第十九条の十 道路管理者は、保管した違法放置等物件を当該違法放置等物件の占有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその違法放置等物件の返還を受けべき違法放置等物件の占有者等であることを証明させ、かつ、国土交通省令で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（違法放置等物件に関する規定の指定市以外の市町村が道路管理者の権限を代行する場合等についての準用）

第十九条の十一 第十九条の五から前条までの規定は、法第二十七条第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により指定市以外の市町村が第四条第一項第十九号に掲げる権限を道路管理者に代わつて行う場合について準用する。

2 第十九条の五から前条まで及び前項の規定は、道路予定区域に係る違法放置等物件について準用する。

（道路の通行者又は利用者の利便の確保に資する工作物又は施設）

第三十五条の十 法第四十八条の三十七第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 道路に沿つて設けられた通路で、専ら歩行者又は自転車の一般交通の用に供するもの（当該通路に設けられた工作物又は施設のうち、アーケード、雪よけその他これらに類するものとして国土交通省令で定めるものを含む。）

二（略）

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 十（略）

十一 軽車両 次に掲げるものであつて、身体障害者用の車椅子及び歩行補助車等以外のものをいう。

イ 自転車、荷車その他人若しくは動物の力により、又は他の車両に牽引され、かつ、レールによらないで運転する車（そり及び牛馬を含む。）

ロ 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、車体の大きさ及び構造を勘案してイに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

十一の二 二十三（略）

2・3（略）

○ 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）

（自動車の種別）

第二条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

○ 開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）（抄）

（占用料の額）

第三条 開発道路に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に應じて道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の五の規定により算定した額を勘案して占用面積一方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この条において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の五十の規定により協議が成立した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合に於ては、百円）の合計額とする。

別表(第三条関係)

占用物件	法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱 第二種電柱 第三種電柱 第一種電話柱 第二種電話柱 第三種電話柱 その他の柱類 共架電線その他上空 に設ける線類 地下に設ける電線そ の他の線類 路上に設ける変圧器 地下に設ける変圧器 変圧塔その他これに 類するもの及び公衆 電話所 郵便差出箱及び信書 便差出箱	表示面積一	所在地					単位	占用料
				第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地		
広告塔			二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇	一年	一本につき	
			一、三〇〇	五五〇	三八〇	三二〇	二八〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			一、五〇〇	六四〇	四五〇	三七〇	三三〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			九	四	三	二	二	一年	長さ一メー トルにつき	
			一五〇	六五	四六	三八	三四	一年	長さ一メー トルにつき	
			一五	七	五	四	三	一年	長さ一メー トルにつき	
			三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			三、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八八〇	七八〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			二、六〇〇	一、一〇〇	七九〇	六五〇	五八〇	一年	長さ一メー トルにつき	
			一、七〇〇	七三〇	五一〇	四二〇	三八〇	一年	長さ一メー トルにつき	

法第三十二條 第一項第二号 に掲げる物件												
その他のもの												
平方メートルにつき一年												
平方メートルにつき一年												
長さ一メートルにつき一年												
占用面積一平方メートルにつき一年												
外径が〇・〇七メートル未満のもの	六四	二七	一九	一六	一四	二〇	一四	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	九二	三九	二七	二二	二〇	二〇	二〇	一四〇	五九	四一	三四	三〇
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	一四〇	五九	四一	三四	二〇	二〇	二〇	一八〇	七八	五五	四五	四一
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	二八〇	一二〇	八二	六八	六一	六一	六一	二八〇	一二〇	八二	六八	六一
外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	三七〇	一六〇	一一〇	九一	八一	八一	八一	三七〇	一六〇	一一〇	九一	八一
外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	六四〇	二七〇	一九〇	一六〇	一四〇	一四〇	一四〇	六四〇	二七〇	一九〇	一六〇	一四〇
外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	九二〇	三九〇	二七〇	二二〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	九二〇	三九〇	二七〇	二二〇	二〇〇
外径が一メートル以上	一、八〇〇	七八〇	五五〇	四五〇	四一〇	四一〇	四一〇	一、八〇〇	七八〇	五五〇	四五〇	四一〇

法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設		上のもの	
自動車運行補助施設		法第二条第 二項第五号 に規定する 自動運行装 置による検 知の対象と して設置す る導線その 他の線類	
地下	地上	道路の構造又は 交通の状況を表 示する標示柱そ 他の柱類	その他のもの
長さ一メー トルにつき 一年	一本につき 一年	占用面積一 平方メート ルにつき一 年	その他のもの
九	三	一、五〇〇	九二〇
四	一三	一、〇〇〇	三九〇
三	九	七三〇	二七〇
二	八	六一〇	二三〇
二	七	五四〇	二〇〇

令第七条第一号に掲げる物件	看板（ア） 一時的に設けるもの を除く。）	その他のもの	法第三十二条第一項第四号に掲げる	地下街及び地下室	階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	その他のもの	のもるけ設
二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇	七、六〇〇	一、三〇〇	五六〇	二九〇	二〇〇	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
二五〇	四三	一九	一〇	七	二五〇	四三	一九	一〇	七	二五〇	四三	一九	一〇	七
Aに〇・〇一を乗じて得た額														
Aに〇・〇〇八を乗じて得た額														
Aに〇・〇〇五を乗じて得た額														
三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇

アーチ		その他のもの		旗ざお		標識		その他のもの	
車道を横断するもの		その他のもの		祭礼、縁日その他		一年		表示面積一平方メートルにつき一年	
一月		その面積一平方メートルにつき一月		その面積一平方メートルにつき一日		一本につき一年		一本につき一年	
一三、〇〇〇	二五、〇〇〇		二、五〇〇		二五〇		二、五〇〇		二五、〇〇〇
二、一〇〇	四、三〇〇		四三〇		四三		四三〇		四、三〇〇
九三〇	一、九〇〇		一九〇		一九		一九〇		一、九〇〇
四八〇	九六〇		九六		一〇		九六		九六〇
三三〇	六七〇		六七		七		六七		六七〇

令第七条第二号に掲げる工作物 令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設 及び同条第五号に掲げる工事用材料 令第七条第六号に掲げる仮設建築物 及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設	上空に設けるもの	占用面積一	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇
			地下（トンネルのもの） 上の地下階数が二を除外のもの に設けるもの	平方メートルにつき一	Aに〇・〇二三を乗じて得た額 Aに〇・〇〇五を乗じて得た額 Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
令第七条第九号に掲げる施設	令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	その他のもの	占用面積一	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
		その他のもの	平方メートルにつき一	Aに〇・〇二三を乗じて得た額 Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額 Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額 Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額 Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額

令第七条第十 一号に掲げる 応急仮設建築 物	上空に設けるもの	$A$ に〇・〇一三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇一四を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一六を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一九 を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を 乗じて得た額
	その他のもの	$A$ に〇・〇二三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇一六を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一九 を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を 乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具	トンネルの上又は高 速自動車国道若しく は自動車専用道路（ 高架のものに限る。 ）の路面下に設ける もの	$A$ に〇・〇二三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇一四を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一六を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一九 を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を 乗じて得た額
令第七条第十 三号に掲げる 施設	上空に設けるもの	$A$ に〇・〇一三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇一四を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一六を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一九 を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を 乗じて得た額
備考	一 金額の単位は、円とする。 二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。 イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。 ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域を	$A$ に〇・〇二三を乗じて得た額 $A$ に〇・〇二三を乗じて得た額	$A$ に〇・〇一四を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一六を 乗じて得た額	$A$ に〇・〇一九 を乗じて得た額	$A$ に〇・〇二三を 乗じて得た額

いう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七  $\triangleright$ は、近傍類似の土地（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 一平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さが $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 一平方メートル若しくは $\bigcirc \cdot \bigcirc$ 一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

○ 高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）（抄）

（権限の委任）

第十三条 法第二章及び第三章に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、法第十二条第一項本文の規定による決定及び法第二十四条第一項の規定による再審査請求又は同条第二項の規定による審査請求に対する裁決については、この限りでない。

○ 高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）（抄）

目次

第一章（略）

第二章 管理（第六条―第二十二條）

第三章 雑則（第二十三条―第二十五条の二）

第四章 （略）

附則

第二章 管理

（管理）

第六条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、国土交通大臣が行う。

（区域の決定及び供用の開始等）

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項の規定により整備計画が決定された場合においては、遅滞なく、高速自動車国道の区域を決定して、政令で定めるところにより、これを公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。高速自動車国道の区域を変更した場合も、同様とする。

2 国土交通大臣は、高速自動車国道の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、政令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

（共用高速自動車国道管理施設の管理）

第七条の二 道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、道路の排水その他の高速自動車国道の管理のための施設又は工作物で、当該高速自動車国道と隣接し、又は近接する他の道路から発生する道路交通騒音により生ずる障害の防止又は軽減、当該他の道路の排水その他の当該他の道路の管理に資するもの（以下「共用高速自動車国道管理施設」という。）の管理については、国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）は、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立した場合には、国土交通大臣及び当該他の道路の道路管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（兼用工作物の管理）

第八条 高速自動車国道と他の工作物（道路法第二十条第一項に規定する他の工作物をいい、以下「他の工作物」という。）とが相互に効用を兼ねる場合においては、国土交通大臣及び当該他の工作物の管理者は、当該高速自動車国道及び他の工作物の管理については、第六条の規定にかかわらず、協議して別にその維持、修繕、災害復旧その他の管理の方法を定めることができる。ただし、他の工作物の管理者が私人である場合においては、当該高速自動車国道については、修繕に関する工事及び維持以外の管理を行わせることができない。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物に関する主務大臣との協議が成立した場合においては、第一項の規定の適用については、国土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなす。

4 第一項の規定による協議が成立した場合（前項の規定により国土交通大臣と当該他の工作物の管理者との協議が成立したものとみなされる場合を含む。）においては、国土交通大臣は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

（国土交通大臣の権限の代行）

第九条 前条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者が高速自動車国道を管理する場合には、当該他の工作物の管理者は、政令で定めるところにより、国土交通大臣に代つてその権限を行うものとする。

（高速自動車国道と道路、鉄道、軌道等との交差の方式）

第十条 高速自動車国道と道路、鉄道、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設とが相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。

（高速自動車国道との連結の制限）

第十一条 次に掲げる施設以外の施設は、高速自動車国道と連結させてはならない。

一 道路、一般自動車道又は政令で定める一般交通の用に供する通路その他の施設

二 当該高速自動車国道の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設又は利用者のうち相当数の者が当該高速自動車国道を通行すると見込まれる商業施設、レクリエーション施設その他の施設

三 前号の施設と当該高速自動車国道とを連絡する通路その他の施設であつて、専ら同号の施設の利用者の通行の用に供することを目的として設けられるもの（第一号に掲げる施設を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、政令で定める施設

（連結許可等）

第十一条の二 前条各号に掲げる施設（高速自動車国道を除く。）を管理する者は、当該施設を高速自動車国道と連結させようとする場合においては、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可（以下「連結許可」という。）を受けなければならない。

2 国土交通大臣は、連結許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、連結許可をすることができる。

一 前条第一号に掲げる施設 第五条第一項又は第三項の規定により定められた整備計画に適合するものであること。

二 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、これを管理する者以外の者の管理する他の通路その他の施設に連結するもの 第五条第

一項又は第三項の規定により定められた整備計画及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。

三 前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて、前号に掲げるもの以外のもので、政令で定める連結位置に関する基準及び同号の国土交通省令で定める技術的基準に適合するものであること。

3 道路運送法第七十四条第二項の規定は、連結許可については、適用しない。

4 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設であつて第二項第三号に該当するものを管理する者は、当該施設を同項第一号又は第二号の施設としようとする場合（政令で定める場合を除く。）には、連結許可を受けなければならない。

5 連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、当該施設の構造について変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6 第二項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第五項の許可を受けた施設は、連結許可を受けた前条第二号から第四号までに掲げる施設とみなして、第四項及び第五項の規定を適用する。

#### （連結許可等に係る施設の管理）

第十一条の三 連結許可及び前条第五項の許可（以下「連結許可等」という。）を受けて高速自動車国道と連結する第十一条第二号から第四号までに掲げる施設を管理する者は、国土交通省令で定める基準に従い、当該施設の維持管理をしなければならない。

#### （連結料の徴収）

第十一条の四 国は、第十一条第二号から第四号までに掲げる施設の高速自動車国道との連結につき、連結料を徴収することができる。

2 前項の規定による連結料の額、基準及び徴収方法は、政令で定める。

3 第一項の規定に基づく連結料は、国の収入とする。

#### （連結許可等に基づく地位の承継）

第十一条の五 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の連結許可等を受けた者の一般承継人（分割による承継の場合にあつては、連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた当該連結許可等に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により連結許可等に基づく地位を承継した者は、その承継の日の翌日から起算して三十日以内に、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。

第十一条の六 国土交通大臣の承認を受けて連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその連結許可等に基づく地位を承継する。

#### （連結許可等の条件等）

第十一条の七 国土交通大臣は、連結許可等又は前条の承認には、高速自動車国道の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(連結許可等に対する監督処分等)

第十一条の八 道路法第七十一条第一項から第三項までの規定は、連結許可等及び連結許可等に係る高速自動車国道と連結する施設について準用する。この場合において、同条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「高速自動車国道法」と、同条第一項中「連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設」とあるのは「高速自動車国道法 第十一条の二第一項又は第五項の許可に係る高速自動車国道と連結する施設」と読み替えるものとする。

2 道路法第七十三条の規定は、第十一条の四第一項の規定に基づく連結料の徴収について準用する。この場合において、同法第七十三条第一項から第三項までの規定中「道路管理者」とあるのは「国」と、同条第二項中「条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

(高速自動車国道と鉄道との交差)

第十二条 高速自動車国道と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者(以下この条において「鉄道事業者等」という。)の鉄道とが相互に交差する場合においては、国土交通大臣は、あらかじめ、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差の構造、工事の施行方法及び費用負担を決定するものとする。ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間にこれらの事項について協議が成立したときは、この限りでない。

2 高速自動車国道と鉄道事業者等の鉄道とが相互に交差している場合においては、国土交通大臣は、当該鉄道事業者等の意見を聴いて、当該交差部分の管理の方法であつて安全かつ円滑な交通の確保に必要なものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを決定するものとする。

ただし、国土交通大臣の決定前に、国土交通大臣と当該鉄道事業者等との間に当該管理の方法について協議が成立したときは、この限りでない。  
3 国土交通大臣は、第一項本文又は前項本文の規定による決定をするときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

(特別沿道区域の指定)

第十三条 国土交通大臣は、高速自動車国道に接続する区域について、当該高速自動車国道を通行する自動車の高速交通に及ぼすべき危険を防止するため、当該道路の構造及びその存する地域の状況を勘案して、政令で定める基準に従い、特別沿道区域の指定をすることができる。ただし、高速自動車国道の各一側について幅二十メートルをこえる区域を特別沿道区域として指定することはできない。

2 前項の規定により特別沿道区域の指定をした場合においては、国土交通大臣は、遅滞なく、政令で定めるところにより、その区域を公示し、かつ、これを表示した図面を一般の縦覧に供しなければならない。

(特別沿道区域内の制限)

第十四条 前条第二項の規定により公示された特別沿道区域内においては、高速自動車国道を通行する自動車の高速交通を著しく妨げるおそれのある建築物その他の工作物又は物件で政令で定めるもの（以下「建築物等」という。）を建築し、又は設けてはならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定に違反して、建築し、又は設けた建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、当該建築物等の改築、移転、除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。

3 国土交通大臣は、前条第二項の公示の際特別沿道区域内に現に存する建築物等の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより、通常生ずべき損失を補償して、当該建築物等の改築、移転、除却その他必要な措置をすることを命ずることができる。

4 前項の建築物等又はこれが存する土地の所有者は、同項の建築物等の改築、移転、除却その他の措置によつて、当該建築物等又は土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、政令で定めるところにより、国土交通大臣に対し当該建築物等又は土地の買取を請求することができる。

5 第三項の規定により補償すべき損失の額並びに前項の規定による買取及びその価額等の条件は、国土交通大臣と当該建築物等又は土地の所有者その他の権原を有する者とが協議して定める。

6 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣又は当該建築物等若しくは土地の所有者その他の権原を有する者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

第十五条 国土交通大臣は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用益の制限により通常生ずべき損失を当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより、補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前条第一項の規定による特別沿道区域内における用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同条第四項の規定による場合を除き、政令で定めるところにより、国土交通大臣に対しその土地の買取を請求することができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前二項の場合について準用する。

（準用規定）

第十六条 前三条の規定は、高速自動車国道の区域が決定された後当該道路の供用が開始されるまでの間において、国土交通大臣が当該道路の区域についての土地に関する権原を取得した後においては、当該区域について準用する。

（出入の制限等）

第十七条 何人もみだりに高速自動車国道に立ち入り、又は高速自動車国道を自動車による以外の方法により通行してはならない。

2 国土交通大臣は、高速自動車国道の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

（違反行為に対する措置）

第十八条 国土交通大臣は、前条第一項の規定に違反している者に対し、行為の中止その他交通の危険防止のための必要な措置を命ずることができる。

(道路監理員の監督処分)

第十九条 国土交通大臣は、道路法第七十一条第四項の規定により国土交通大臣が命じた道路監理員に、第十四条第一項（第十六条において準用する場合を含む。）若しくは第十七条第一項の規定又は第十四条第二項若しくは第三項（第十六条において準用する場合を含む。）又は前条の規定に基づく処分違反している者に対して、その違反行為の中止を命じ、又は建築物等の改築、移転、除却その他の必要な措置をすることを命ずる権限を行わせることができる。

2 道路法第七十一条第六項及び第七項の規定は、前項の規定により権限を行使する道路監理員に準用する。

(費用の負担)

第二十条 高速自動車国道の管理に要する費用は、この法律及び他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、新設、改築又は災害復旧に係るものにあつては国がその四分の三以上で政令で定める割合を、都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内における高速自動車国道にあつては、当該指定都市。以下この章において同じ。）がその余の割合を負担し、新設、改築及び災害復旧以外の管理に係るものにあつては国の負担とする。

2 前項の規定により都道府県が負担すべき高速自動車国道の新設、改築又は災害復旧に要する費用は、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

(共用高速自動車国道管理施設の管理に要する費用)

第二十条の二 前条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で共用高速自動車国道管理施設に関するものについては、国土交通大臣及び他の道路の道路管理者は、協議してその分担すべき金額及びその分担の方法を定めることができる。

(兼用工作物の費用)

第二十一条 第二十条第一項の規定により国及び都道府県の負担すべき高速自動車国道の管理に要する費用で当該道路が他の工作物と効用を兼ねるものに関するものについては、国土交通大臣は、他の工作物の管理者と協議してその分担すべき金額及び分担の方法を定めることができる。

2 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国土交通大臣は、当該他の工作物に関する主務大臣とあらためて協議することができる。

3 第八条第三項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合について準用する。

(義務履行のために要する費用)

第二十二条 この法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

### 第三章 雑則

(国土交通大臣が行う道路に関する調査)

第二十三条 国土交通大臣は、道路法第七十七条の規定により道路に関する調査をその職員に行わせるほか、第三条から第五条までに規定する権限を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして道路を通行する車両を一時停止させ、当該車両の発地及び着地、積載物品の種類及び数量その他道路の交通量調査に必要な事項について質問させることができる。

2 前項の規定により調査を命ぜられた職員は、国土交通省令で定める様式による身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(不服申立て)

第二十四条 第八条の規定による協議に基づき都道府県、市町村その他の公共団体である他の工作物の管理者が国土交通大臣に代わつてした処分その他公権力の行使に当たる行為(以下この条において「処分」という。)に不服がある者は、当該処分をした他の工作物の管理者である公共団体の長に対して審査請求をし、その裁決に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 第八条の規定による協議に基づき他の工作物の管理者である主務大臣又はその地方支分部局の長が国土交通大臣に代わつてした処分に不服がある者は、国土交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に対して審査請求をすることができる。

(道路法の準用)

第二十四条の二 道路法第九十五条の二第二項の規定は、国土交通大臣が、高速自動車国道について、同法第四十五条第一項の規定により区画線(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第二条第二項の規定により同条第十六号の道路標示とみなされるものに限る。)を設け、又は道路法第四十六条第一項若しくは第三項の規定により道路の通行を禁止し、若しくは制限しようとする場合について準用する。この場合において、同法第九十五条の二第二項中「道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、「自動車専用道路」とあるのは「高速自動車国道」と読み替えるものとする。

(道路法の適用)

第二十五条 高速自動車国道の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理については、この法律に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用があるものとする。この場合において、同法第二条第二項第二号、第五号、第七号又は第八号中「第十八条第一項に規定する道路管理者」とあるのは「国土交通大臣」と、同法第二十四条の二第一項、第三十九条第二項、第三十九条の二第五項、第四十八条の三五第一項又は第六十一条第二項中「道路管理者である地方公共団体の条例(指定区間内の国道にあつては、政令)」とあるのは「政令」と、同

法第二十四条の三中「条例（国道にあつては、国土交通省令）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十四条第一項又は第七十三条第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、政令）」とあるのは「政令」と、同法第四十四条の二第二項中「条例（指定区間内の国道にあつては、国土交通省令。以下この条において同じ。）」とあるのは「国土交通省令」と、同法第三項から第五項までの規定中「条例」とあるのは「国土交通省令」と、同法第四十七条の二第四項中「当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては政令で、その他の者である場合にあつては当該道路管理者である地方公共団体の条例で」とあるのは「政令で」と、同法第九十九条中「第十三条第二項、第二十七条、第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて」とあるのは「高速自動車国道法第九条の規定により国土交通大臣に代わつて」と、「道路管理者とみなす」とあるのは「国土交通大臣とみなす」とする。

2 前項に定めるもののほか、道路法及び同法に基づく政令の規定の適用についての必要な技術的詁替は、政令で定める。

（権限の委任）

第二十五条の二 前章及びこの章に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。ただし、第十二条第一項本文及び第二項本文の規定による決定については、この限りでない。

○ 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条（道路法の目次の改正規定（「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める部分に限る。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の二第一項の改正規定、同法第三十一条の改正規定、同法第三章第二節中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の五十一の改正規定、同法第九十七条第一項の改正規定、同法第九十七条の二ただし書の改正規定及び同法第九十九条の改正規定を除く。）、第三条（道路整備特別措置法第九条の改正規定（同条第一項第十号及び第十一号の改正規定を除く。）、同法第十七条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）及び同法第五十六条ただし書の改正規定を除く。）及び第四条（高速自動車国道法第二十五条第一項の改正規定（「又は第四十八条の十九第二項」を「第四十八条の十九第二項又は第四十八条の二十二第三項」に改める部分を除く。）に限る。）の規定並びに附則第十二条（道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）附則第八条の改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 （略）

様式第五の三 (第四条の六関係) (平3建令18・追加、平28国交令68・一部改正、平30国交令74・旧様式第五の二線下)

整理番号		保管した違法放置等物件			保管した違法放置等物件が放置され、又は設置されていた場所	除去した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
名称又は種類	形状	数量	量						

様式第五の四 (第四条の八関係) (平3建令18・追加、平6建令4・平28国交令68・一部改正、平30国交令74・旧様式第五の三繰下)

(用紙 A4)

<p>受 領 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(道路管理者) 殿</p> <p style="text-align: center;">返還を受けた者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>下記のとおり違法放置等物件 (現金) の返還を受けました。</p>									
返還を受けた日時									
返還を受けた場所									
返還を受けた違法放置等物件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">整理番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">名称又は種類</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">形 状</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">数 量</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	整理番号		名称又は種類		形 状		数 量	
整理番号									
名称又は種類									
形 状									
数 量									
(返還を受けた金額)									

水害予防組合法による予算調製の式及び費目流用その他財務に関する件等の一部を改正する省令 (令和元年国土交通省令第一号) 第11条により、様式第五の四中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令 (令和2年国土交通省令第98号) 第27条により、様式第五の四中「印」を削る。

A (日法二一八二・三) ㊤

○国土交通省令第九十号

道路法等の一部を改正する法律（令和二年法律第三十一号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第三百二十九号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第二項第八号、第三十三号第二項第五号、第四十五条の二第二項及び第二項、第四十八条の二十二第二項、第四十八号の二十四第二項第三号、第四十八号の二十五第五項、第四十八号の三十第一項及び第二項、第四十八号の三十二第二項、第四十八号の三十六、第四十八号の四十二第二項、第四十八号の四十五並びに第七十六条第一項の規定に基づき、並びに道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）を実施するため、道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和二年十一月二十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（道路法施行規則の一部改正）

第一条 道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定車両の種類）</p> <p>第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二条第二項第八号に規定する国土交通省令で定める車両は、次に掲げる車両とする。</p> <p>一 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車</p> <p>二 道路運送法による一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車</p> <p>三 道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車</p> <p>四 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車</p> <p>（路線の認定等の公示）</p> <p>第一条の二 法第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第一条の三 （略）</p> <p>第一条の四 （国土交通大臣への報告を要しない道路の占用）</p> <p>第一条の五 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>第一条 道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第一条の二 （略）</p> <p>第一条の三 （国土交通大臣への報告を要しない道路の占用）</p> <p>第一条の四 （略）</p> <p>第一条の五 （略）</p>

様式第五の五

様式第五の五 (第四条の十九関係)

到達番号	
受付番号	

(新設)

特定車両停留許可申請書

道路管理者

殿

道路法第 48 条の 32 の規定により許可を申請します。

住所	名称	代表者	連絡先	担当者	連絡先	TEL
申請日	年	月	日			
新規	変更					

1. 停留の場所

路線名	特定車両停留施設の名称

2. 車両の種類・運行の様態

- ①一般乗合旅客自動車運送事業・路線定期
- ②一般乗合旅客自動車運送事業・路線不定期
- ③一般乗合旅客自動車運送事業・区域運行
- ④一般貸切旅客自動車運送事業
- ⑤一般乗用旅客自動車運送事業
- ⑥一般貨物自動車運送事業

3. 車両諸元 (最大値)	長さ m	幅 m	高さ m	車両総重量 kg
※ 複数の車両を停留させる場合、車両ごとの諸元は別表 1 に記載すること				

4. 事務所 営業所 荷扱所	名称	位置	所有者

5. 車庫	位置	収容能力
		m <sup>2</sup>
		m <sup>2</sup>

6. 路線 (2. ①・②のみ)	系統番号	系統名	起点	主たる 通過地	終点	キロ程

7. 営業区域 (2. ③~⑥のみ)	
-----------------------	--

8. 停留日時 (2. ②~⑥のみ おおむね 1 年以内)	開始日時	終了日時
	年 月 日 : 年 月 日	年 月 日 : 年 月 日

※ 2. ①については、停留日時等は別表 2 に記載すること

別表1

到達番号	
受付番号	

特定車両停留許可申請書 (停留予定の自動車一覧)

自動車登録番号 車両番号	ETC2.0車載器管理番号	乗車定員	長さ	幅	高さ	総重量
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

別表2

※2. ①のみ

到達番号	
受付番号	

特定車両停留許可申請書 (停留日時等)

系統番号	系統名	期間 (おおむね1年以内)		曜日	開始時間	終了時間
		開始	終了			
		年月日	年月日	平日	..	..
		年月日	年月日	土曜日	..	..
				休日	..	..
				平日	..	..
				土曜日	..	..
				休日	..	..

※ 系統番号、系統名は、7. と記載を合わせる